

第1回 八戸市中心街地区バリアフリー推進協議会

- (1) バリアフリー基本構想制度の概要
- (2) 経緯と検討体制
- (3) 中心街の概要
- (4) 中心街のバリアフリー化の現状
- (5) 検討の基本方針とスケジュール

01 バリアフリー基本構想制度の概要

01

バリアフリー基本構想とは（国土交通省資料抜粋）

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。
基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

Point “高齢者、障がい者等”には、妊産婦等（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）、けが人が含まれる

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容 ・ 対象施設
- 事業者 ・ 整備内容
- 事業実施時期等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



基本構想に位置付けられる特定事業（国土交通省資料抜粋）

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



道路特定事業

幅の広い歩道の整備



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置等の段差解消



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



ホームドアの設置等



視覚障害者誘導用
ブロックの設置



都市公園特定事業

園路の段差解消
バリアフリートイレの整備等



バリアフリートイレの整備



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・バリアフリートイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

バリアフリー基本構想策定のメリット（国土交通省資料抜粋）

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

…車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

…授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の補助率高上げの対象となる。

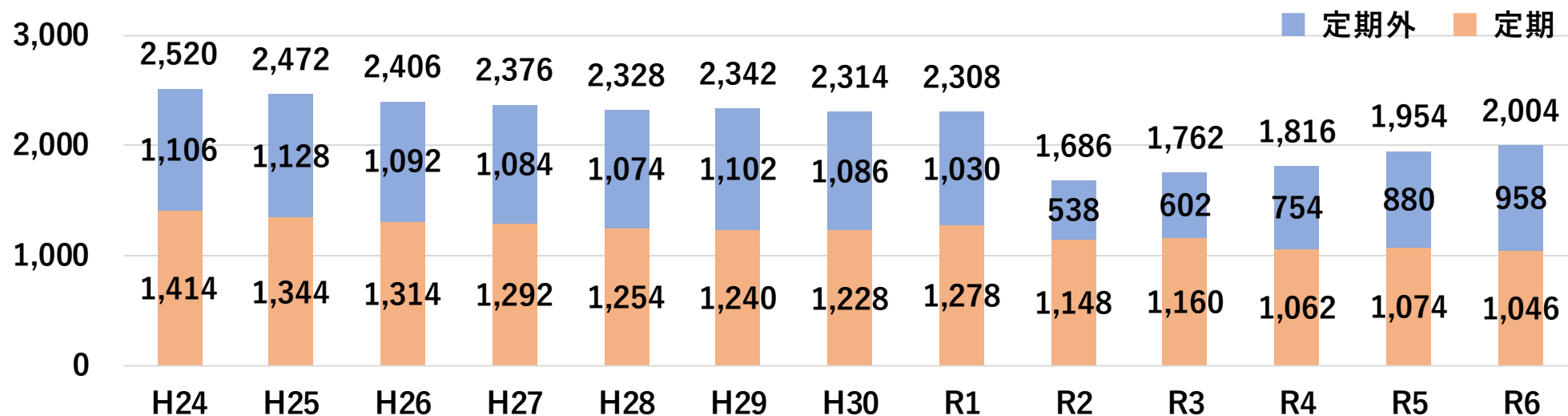
02 経緯と検討体制

02

これまでの経緯

時期	案件	内容
R2.12	国土交通省公表	バリアフリー化を推進する対象施設に「基本構想の生活関連施設に位置付けられ2,000人以上/日の駅」を追加 ※以前の基準は利用者数3,000人以上/日のみ
R3.9	議会一般質問（伊藤議員）	本八戸駅へのエレベーター設置等を要望
R5.9	議会一般質問（上条議員）	本八戸駅へのエレベーター設置・バリアフリー基本構想の策定を要望
R6.12	議会一般質問（伊藤議員）	〃
R7.1	市長→JR東日本	（市）本八戸駅へのエレベーター設置を要望 （JR）バリアフリー基本構想の策定について言及
R7.9	JR東日本公表	令和6年度の平均利用者数が二千人台に回復
R8.3	議会一般質問（中村議員）	バリアフリー基本構想策定の見通しについて質問

本八戸駅の平均利用者数の推移（人/日）



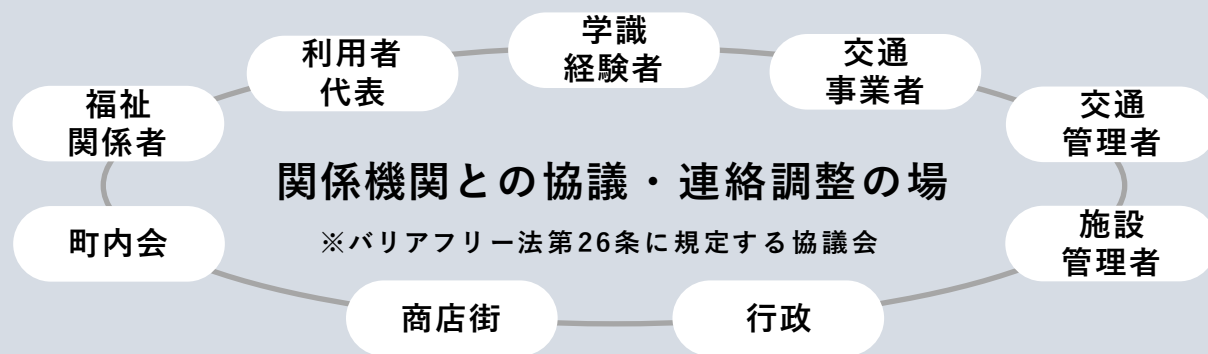
行政計画・条例上のバリアフリーの位置づけ

行政計画・条例	バリアフリーに関する記載
八戸市健康と福祉のまちづくり条例	《公共施設のバリアフリー化》 市は公共施設を新設・増改築する場合、バリアフリー法に加え、県条例に規定する整備基準への適合させるよう規定 《公共交通車両のバリアフリー化》 管理者に対し低床バス導入等の措置を講ずるよう規定
八戸市地域福祉計画	《心のバリアフリー推進事業》 体験型講習会の開催や広報活動により、高齢者や障がい者等への理解を促し思いやりの心を育む心のバリアフリー推進事業を掲載
八戸市都市計画マスタープラン	《中心街地区における公共空間のバリアフリー化》 公共空間のバリアフリー化により高齢者や障がいのある方を含めて誰もが安心して歩けるよう整備を進めることを中心市街地の土地利用方針の一つに設定
中心市街地活性化基本計画	《ウォーカブルなまちづくり》 多様な来街者が歩きたくなる居心地の良いウォーカブルな街路づくりを推進し賑わい創出に繋げていくことを目標の一つに設定
八戸市地域公共交通網形成計画	《低床バス導入》 市内幹線軸の持続性向上とさらなる品質向上等を図るため、低床バス導入によるバリアフリー化の検討について記載 → H27d以降実施中

バリアフリー基本構想のような特定エリアの面的かつ具体的な
バリアフリー化に関する計画等の策定実績なし

検討体制と基本構想策定までの流れ

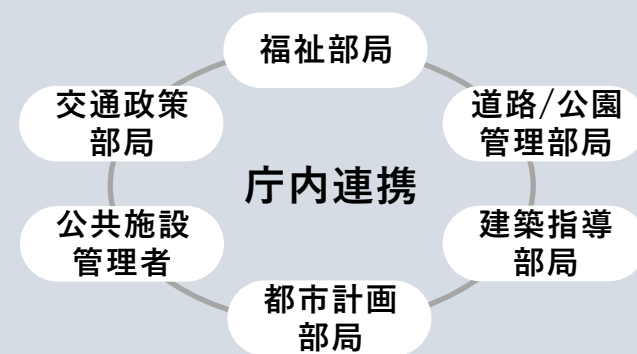
八戸市中心街地区バリアフリー推進協議会



主な検討・調査事項

- 検討エリア内のバリアフリー化状況に関する街歩き点検
- 改善が必要な箇所の選定（特定事業）
- 基本構想（素案）に関する意見交換

庁内連絡会議



主な検討・調査事項

- 公共施設・インフラのバリアフリー化状況等の調査・データ収集
- 基本構想（素案）の作成

（仮称）八戸市中心街地区バリアフリー基本構想の原案作成

パブリックコメント・議会報告 → 市民からの意見聴取

（仮称）八戸市中心街地区バリアフリー基本構想の公表

基本構想に基づく事業実施とフォローアップ

バリアフリー推進協議会構成員名簿

区分	所属	役職	氏名
学識経験者	八戸工業大学	教授	安部 信行
福祉関係団体	八戸市社会福祉協議会	事務局長	松橋 光宜
〃	八戸市シニアクラブ連合会	会長	上田 武男
〃	八戸市身体障害者団体連合会	会長	東山 国男
〃	特定非営利活動法人 はちのへ未来ネット	代表理事	平間 恵美
その他市民団体	三八城連合町内会	会長	服部 正俊
〃	八戸商店街連絡協議会	会長	松井 正文
交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社 青森事業本部 事業推進部	マネージャー	菅原 賢
〃	八戸市タクシー協会	事務局長	鈴木 一浩
〃	岩手県北自動車株式会社 乗合事業部 南部支社分室	室長	佐藤 欽一
〃	八戸市 交通部	次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚
公安委員会	青森県 八戸警察署	交通官	白戸 一正
関係行政機関	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	首席運輸企画専門官	小林 弘典
〃	青森県 三八県土整備事務所 道路施設課	課長	内海 達也
八戸市	八戸市 総合政策部	次長兼市民連携推進課長	高森 大輔
〃	八戸市 福祉部	次長兼障がい福祉課長	三浦 幸治
〃	八戸市 都市整備部	次長兼都市政策課長	田邊 肇

庁内連絡会議構成員名簿

部	課	所管業務
総合政策部	政策推進課	公共交通政策
総務部	行政管理課	市庁舎・市庁前広場管理
商工労働まちづくり部	まちづくり推進課	中心街ストリートデザイン事業等
〃	八戸ポータルミュージアム	八戸ポータルミュージアム運営
観光文化スポーツ部	文化創造推進課	八戸市公会堂・八戸市公民館・南部会館管理
〃	美術館	八戸市美術館運営
福祉部	福祉政策課	心のバリアフリー事業
〃	高齢福祉課	高齢者福祉
〃	障がい福祉課	障がい者福祉
こども健康部	子育て支援課	中央児童会館管理
建設部	道路維持課	市道管理
都市整備部	都市政策課	都市計画（事務局）
〃	公園緑地課	公園管理
〃	建築指導課	建築確認
交通部	運輸管理課	市営バス運営

基本構想検討エリア

本八戸駅

中心街の玄関口の一つ

公共施設集積エリア

市役所、公会堂、公民館
美術館、南部会館

民間施設エリア

百貨店、飲食店、ホテル、
銀行、オフィス、マンション
など

▶ 多様な都市機能集積

基本構想検討エリア

下記を含むエリア

- ① 本八戸駅
- ② 民間施設が集積する区域
- ③ 公共施設が集積する区域

03 中心街の概要

03

都市計画上の中心街地区の位置づけ

都市計画マスタープラン（上位計画）

- ✓ 中心街地区を中心拠点として位置づけ、多様な都市機能の集積と土地利用の高度化を推進する方針（P27,P78）
- ✓ 公共空間のバリアフリー化により誰もが安心して回遊できる歩行空間の整備を推進（P78）

立地適正化計画（下位計画）

中心街地区を都市機能誘導区域に設定し以下の施設の立地を誘導

-----《誘導施設》-----

- ①大型商業施設（床面積10,000㎡以上）
- ②大規模病院（200床以上の病院等）
- ③興行場（客席面積200㎡以上）※映画館、公会堂など
- ④文化施設（図書館、博物館、美術館）
- ⑤交流施設（展示場、コンベンション、集会場）

将来都市構造図



都市機能誘導区域



多様な都市機能が集積する中心街地区



交通政策上の中心街地区の位置づけ

八戸市地域公共交通網形成計画

拠点

拠点の特性

乗継機能

本八戸駅

八戸中心街への玄関口

- 市内各方面へのバスの乗継拠点
- タクシーの乗継場所

八戸中心街ターミナル

市内各方面及び周辺市町村への
路線バス発着点

- 市内各方面及び周辺市町村へのバスの乗継拠点



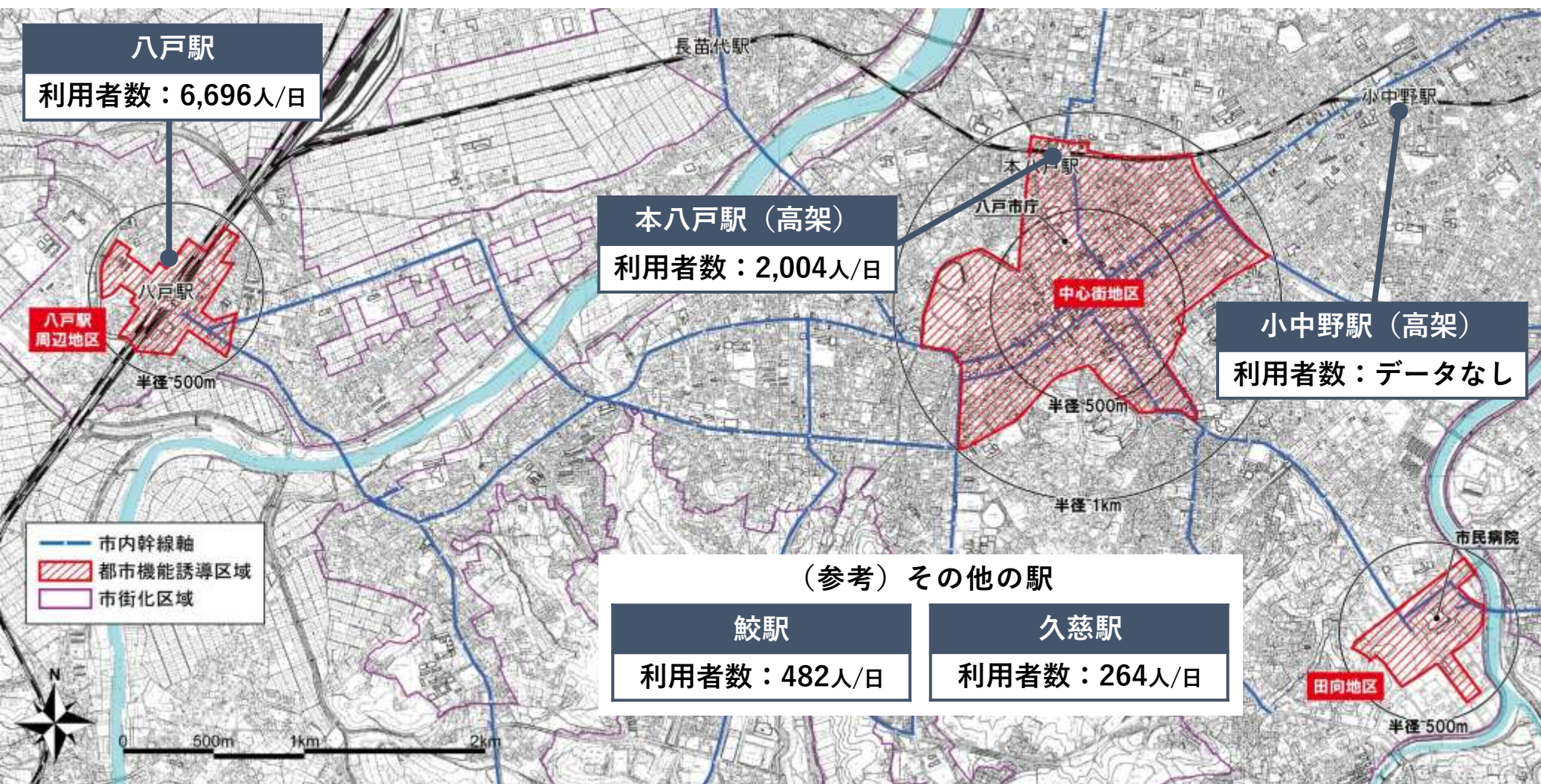
▲八戸市地域公共交通ネットワークの将来像（市内幹線軸）

【市内幹線軸の設定】

	幹線軸の名称	区 間
幹線	①八戸駅幹線軸	中心街～八戸駅前 ※②と③の各幹線軸の 合流で形成
	②田面木幹線軸	中心街～田面木
	③根城大橋幹線軸	中心街～八戸駅前
	④湊方面幹線軸	中心街～労災病院通 ※⑤と⑥の各幹線軸の 合流で形成
	⑤鮫幹線軸	中心街～鮫小学校通
	⑥岬台幹線軸	中心街～岬台団地
	⑦中居林幹線軸	中心街～中居林
	⑧八太郎幹線軸	中心街～八太郎
	⑨市民病院・田向 幹線軸	中心街～旭ヶ丘営業所 (市民病院まわり)
	⑩旭ヶ丘幹線軸	中心街～旭ヶ丘営業所 (国道まわり)
準幹線	⑪ニュータウン 幹線軸	中心街～八戸ニュータ ウン
	⑫多賀台幹線軸	中心街～多賀台団地

JR八戸線の概要

- ✓ 市内では本八戸駅と小中野駅が高架区間
- ✓ 八戸線のうち八戸駅に次いで本八戸駅の利用者数が多い



※利用者数は令和6年度の日平均。無人駅はデータなし。

本八戸駅前広場の機能

タクシープール・乗り場



一般用駐車場

台数：17台（車いす使用者用：1台）



バスプール・乗り場

路線バス：平日256便/日（24系統）
※中心街ターミナルへもアクセス可能
高速バス：14便/日



令和8年度：スロープ設置工事実施予定

ホーム・駅舎

中心街

中心街ターミナル（路線バス）の概要

- ✓ 路上の5つのバス停をバスターミナルとして位置づけたもの
- ✓ 乗降者数はいずれも市内で上位を占め、5地点の合計は全利用者の15.5%にあたる
- ✓ 中心街ターミナルではないが十三日町バス停の利用者数が上位

乗り場位置図



バス停別乗降者数（令和6年度/市営バス）

順位	バス停名	乗降者数（人）
1	中心街（八日町）	435,590
2	中心街（六日町）	346,245
3	旭ヶ丘営業所	316,283
4	中心街（三日町）	306,791
5	ラピア	298,271
6	中心街（中央通り）	287,736
7	本八戸駅	274,357
8	十三日町	269,349
9	中心街（朔日町）	225,567
10	八戸駅前	209,940
市内合計		10,351,374
中心街バスターミナル合計		1,601,929 (市内シェア15.5%)

バリアフリー基本構想の有無によらず基準適合義務が生じるケース

- ✓ バリアフリー基本構想策定の有無に関わらず、**不特定多数が利用しバリアフリー化が特に必要な施設**は新設時や改築時にバリアフリー基準への適合が義務化される

施設の種類	定義	基準適合義務が生じるケース
旅客施設	● 鉄道事業法による鉄道施設 ● 自動車ターミナル法によるバスターミナル 等	建設時、大規模改良時
特定旅客施設	● 利用者5,000人/日以上旅客施設 ● その他特にバリアフリー化の必要がある旅客施設 等	〃
特定道路 (大臣指定)	● 特定旅客施設と2,000㎡以上の特別特定建築物と特定路外駐車場を結ぶ道路法による道路 ● (バリアフリー基本構想で生活関連経路に設定された道路)	新設、改築時
特定路外駐車場	● 駐車面積500㎡以上の時間貸駐車場	設置時
特定公園施設	● 都市公園の園路、トイレ、駐車場等 ● 下記の用途の建築物	新設、増設、改築時
特別特定建築物	特別支援学校	床面積2,000㎡以上の建築物の建設時
	病院	
	映画館	
	集会場	
	公会堂	
	展示場	
特別特定建築物	百貨店	床面積2,000㎡以上の建築物の建設時
	物販店舗	
	ホテル	
	官公署	
	身体障がい者福祉ホーム	
	老人ホーム	
特別特定建築物	児童厚生施設	床面積2,000㎡以上の建築物の建設時
	体育館	
	美術館	
	図書館	
	飲食店	
	銀行等のサービス業の店舗	
特別特定建築物	公衆便所	床面積2,000㎡以上の建築物の建設時
	など	

旅客施設・2,000㎡以上の特定特別建築物・特定路外駐車場等の分布

対象範囲

交通結節点である

本八戸駅・中心街ターミナルから
高齢者徒歩圏である半径500mの範囲

凡例

■ 旅客施設（鉄道施設）

—— 特別特定建築物

■ 公共施設（床面積2,000㎡以上）

■ 商業施設（床面積2,000㎡以上）

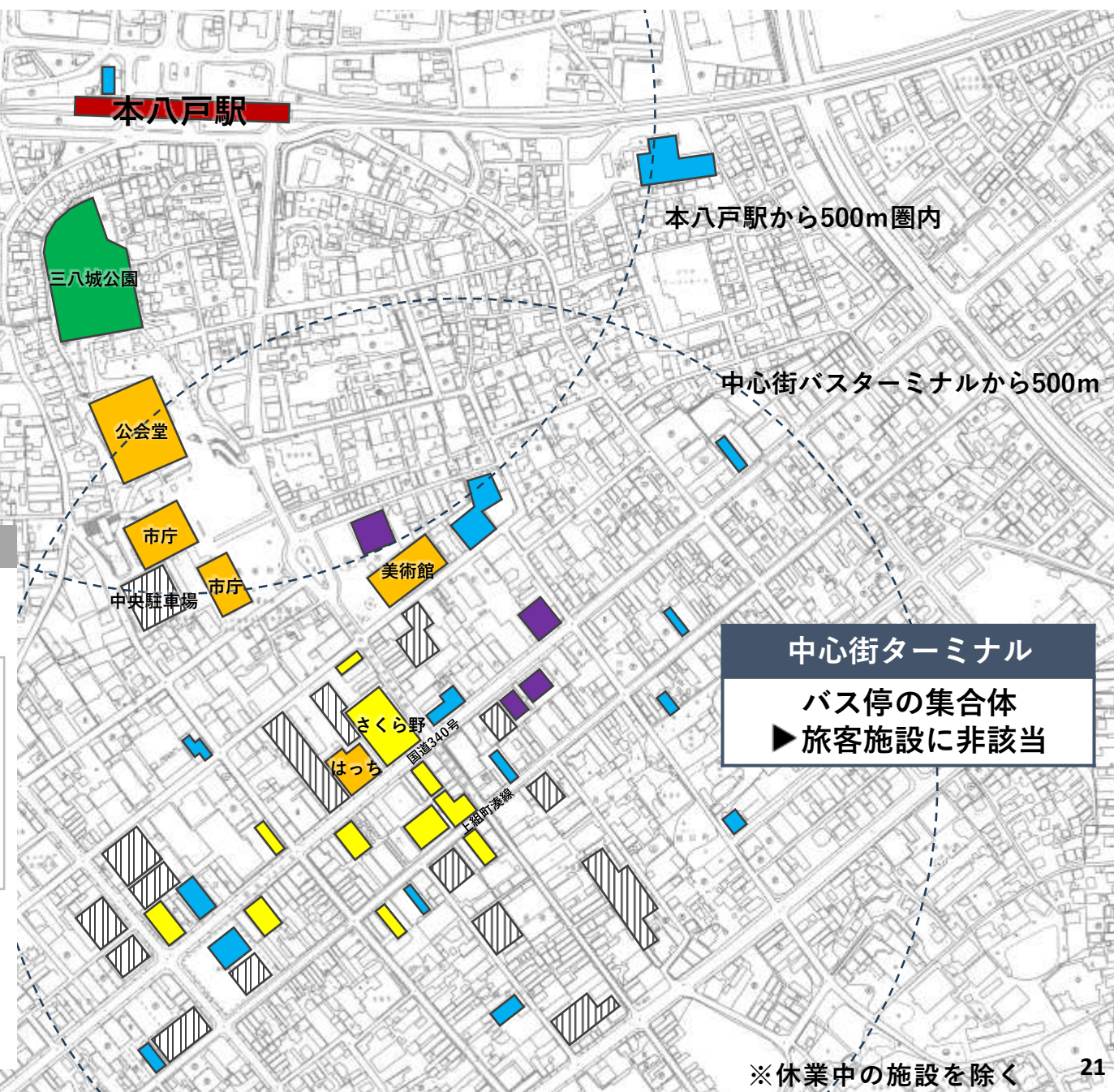
■ 銀行（床面積2,000㎡以上）

■ ホテル（床面積2,000㎡以上）

■ 特定公園施設（園路等）

■ 特定路外駐車場（時間貸/500㎡以上）

※休業中の施設を除く



※休業中の施設を除く

04 中心街のバリアフリー化の現状

04

中心街バスターミナルのバリアフリー化の状況

三日町バス停

《上屋》○※民地 《ベンチ》○



中央通り

《上屋》○※民地 《ベンチ》○※民地



八日町

《上屋》○ 《ベンチ》○



六日町

《上屋》○※民地 《ベンチ》×



朔日町

《上屋》○ 《ベンチ》○



現行のバリアフリー基準に適合して建設された建築物の分布

《建築物に係るバリアフリー関連法令の変遷》

H 6 (1994)	ハートビル法施行
H10 (1998)	青森県福祉のまちづくり条例施行
H14 (2002)	ハートビル法において一定規模以上の建築物のバリアフリー化を義務化
H18 (2006)	バリアフリー法施行（ハートビル法廃止）



現行のバリアフリー法施行後の平成19年以降に建築確認を受けた床施設2,000㎡以上の特別特定建築物をピックアップ
 （バリアフリー基準への適合審査が行われた施設）

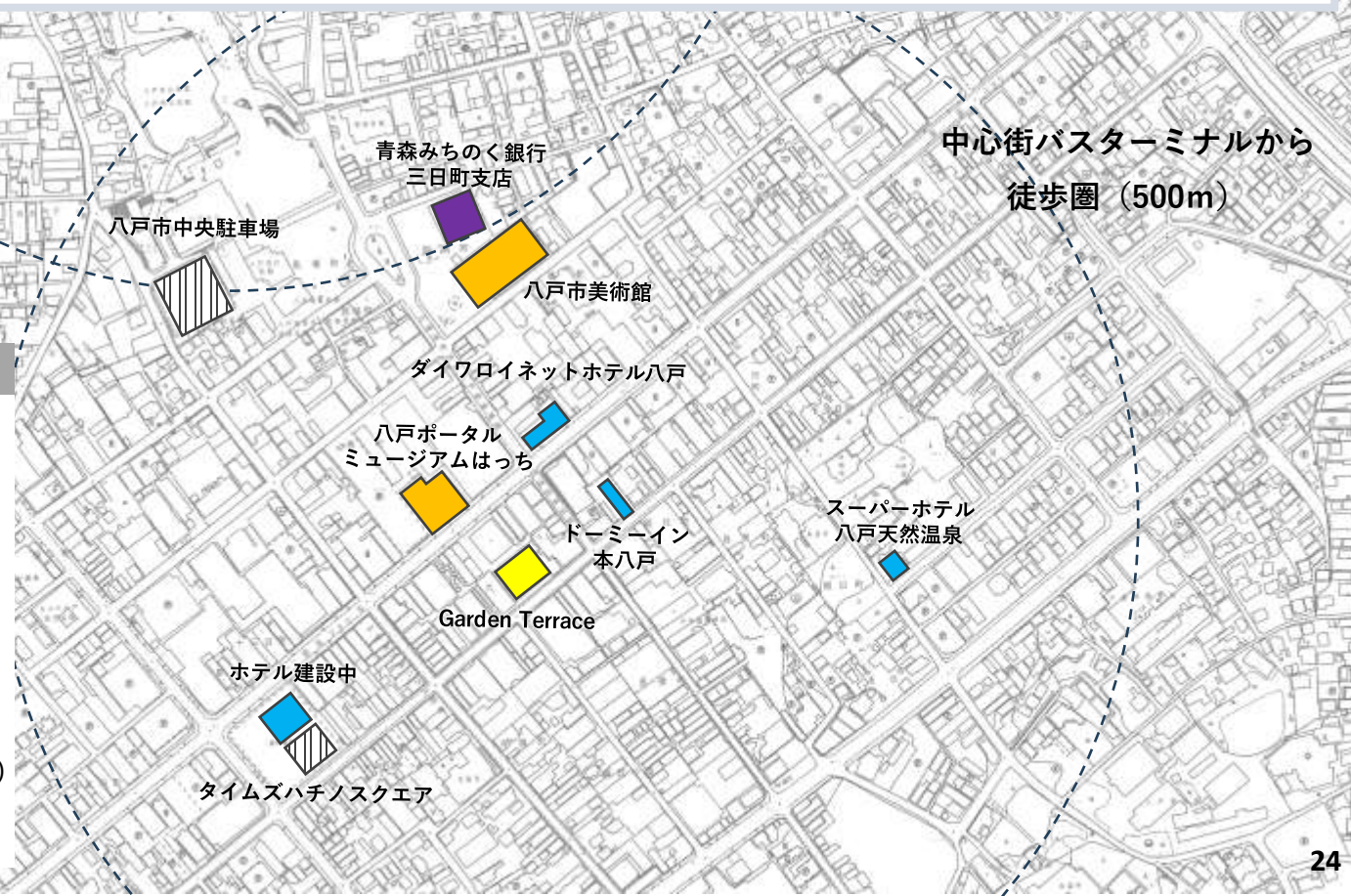
凡例

特別特定建築物

- 公共施設（床面積2,000㎡以上）
- 商業施設（床面積2,000㎡以上）
- 銀行（床面積2,000㎡以上）
- ホテル（床面積2,000㎡以上）

特定路外駐車場（時間貸/500㎡以上）

※休業中の施設を除く

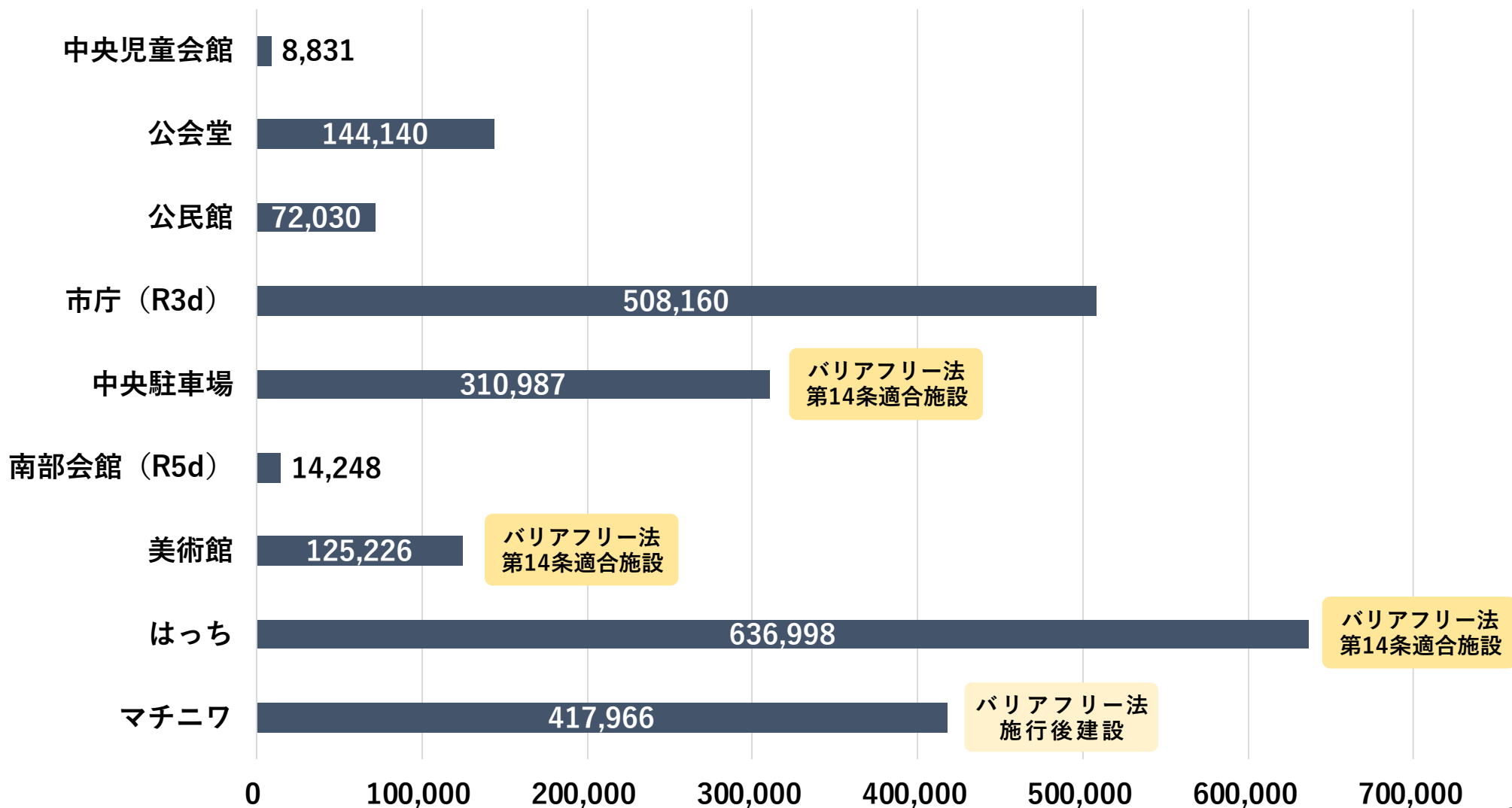


公共施設のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化の状況

施設名	現行基準 適合状況	竣工	バリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）の状況
公会堂・八戸市公民館	—	S50.4	R1-R3 ユニバーサルデザイン化工事実施済み
八戸市庁	—	S55.12	長寿命化に併せてユニバーサルデザイン化を随時実施中 （R4d～トイレ全面改修実施中）
南部会館	—	S60.3	スロープ・多目的トイレ設置完了
中央児童会館	○	H21.3	※バリアフリー法施行後に建設
はっち	◎	H22	※バリアフリー法第14条適合施設
マチニワ	○	H30.7	※バリアフリー法施行後に建設
中央駐車場	◎	H30.7	※バリアフリー法第14条適合施設
美術館	◎	R2.12	※バリアフリー法第14条適合施設

公共施設の利用者数（令和6年度）

- ✓ 市庁、中央駐車場、はっち、マチニワの4施設が特に利用者が多い
- ✓ 国土交通省のガイドラインでは、多数の人が利用する施設を生活関連施設に優先して選定するよう記載あり



特定路外駐車場における車いす使用者用駐車場設置状況

凡例

	設置済み	9箇所
	未設置または不明	7箇所

JR本八戸駅から
徒歩圏（500m）

八戸市中央駐車場

車いす使用者用駐車場：9台



タイムズ八戸三日町パーキングプラザ

車いす使用者用駐車場：3台

タイムズ八戸番町第2

車いす使用者用駐車場：4台

タイムズハチノスクエア

車いす使用者用駐車場：1台

本八戸駅

三八城公園

公会堂

市庁

市庁

美術館

はっち

マチニワ

タイムズ八戸番町中央

車いす使用者用駐車場：2台

番町さくら野パーキング

車いす使用者用駐車場：1台

六日町パーキング

車いす使用者用駐車場：1台

タイムズテアトル駐車場

車いす使用者用駐車場：1台

タイムズオリオン駐車場

車いす使用者用駐車場：1台

歩道整備状況

凡例

- 歩道整備済（県管理）
- == // （市管理）
- 歩道整備中（県管理）
- == // （市管理）
- 中心街地区

《道路のバリアフリー関連法令の変遷》

H12.11 交通バリアフリー法施行

H18.12 バリアフリー法施行



法施行後は市も基準に準拠し歩道を整備

特定道路

市内で指定路線なし

県道1路線、市道2路線で
電線地中化工事に併せて
歩道の新設工事を実施中

直近の歩道整備例

ハナミズキ通り（R6.1完成）



本八戸駅通線（市管理）
最大縦断勾配 4.6%

停車場上線

本八戸駅通線

本八戸停車場線（県管理）
最大縦断勾配 5.0%

本八戸停車場線

中央通線

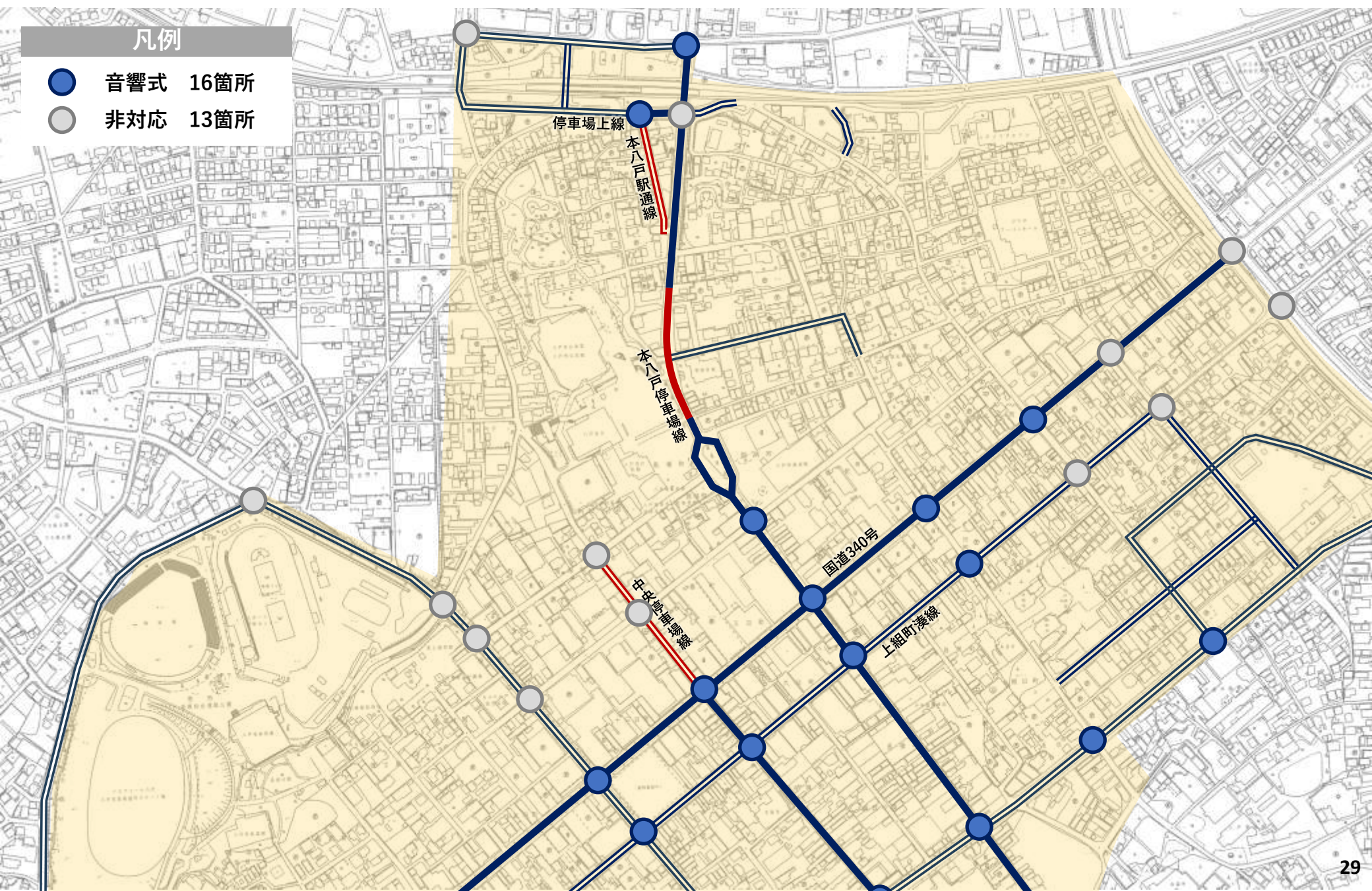
国道340号

上組町通線

音響式信号機設置状況

凡例

- 音響式 16箇所
- 非対応 13箇所



05 検討にあたっての基本方針とスケジュール

05

基本方針

障がい者や高齢者などが複数の交通手段から中心街へのアクセス方法を選択し、
多様な都市サービスを円滑に受けることができるエリアの形成

01 中心街へのアクセス手段

① 鉄道

② 路線バス

③ タクシー

④ 自家用車

02 多様な都市サービス

① 行政サービス

② 買い物

③ 飲食

④ 金融サービス

⑤ 観光

⑥ 交流

⑦ 文化活動

⑧ 公共交通利用

徒歩移動の起点と都市サービスを提供する施設を繋ぐ面的なバリアフリー化

Point

- 01 バリアフリー法施行前に整備された施設のバリアフリー化推進
- 02 施設及び経路の連続性の確保

重点整備地区想定エリア

基本構想想定区域

本八戸駅と中心街バスターミナルを結ぶ区域を基本に検討

公共施設集積エリア

市役所、公会堂、公民館
美術館、南部会館

中心部エリア

百貨店、飲食店、ホテル、銀行、
オフィス、マンション etc

▶ 多様な都市機能集積

③ タクシー

全域・駅前広場

① 鉄道

本八戸駅

② 路線バス

中心街バスターミナル

④ 自家用車

駐車場（時間貸）集積

特定事業（法により事業実施が義務化される事業）の選定対象一覧

✓ 協議会構成員との街歩き点検、庁内への意見照会の結果を踏まえて下記より選定する

特定事業の種類	対象	区域内で対象となりえる施設
公共交通特定事業	● <u>特定旅客施設</u> （利用者数5,000人以上等）内のエレベーター等整備	本八戸駅エレベーター整備
道路特定事業	● <u>道路法による道路</u> のバリアフリー化全般	国道、県道、市道
路外駐車場特定事業	● <u>特定路外駐車場</u> （時間貸かつ面積500㎡以上）への車いす使用者用駐車スペース整備等	民間駐車場 ※立体駐車場は建築物
都市公園特定事業	● 都市公園の園路等のバリアフリー化	三八城公園（園路、トイレ等）
建築物特定事業	● <u>特別特定建築物</u> の建築物特定施設※2のバリアフリー化 ※2 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等	公会堂、市庁舎、民間施設等
交通安全特定事業	● 道路の横断の安全を確保する事業	音響式信号機、横断歩道
教育啓発特定事業	● 意識啓発事業全般	心のバリアフリー事業
その他事業	● 特定事業には分類されないが必要なもの	本八戸駅前広場 中心街ターミナル（バス停）

34

街歩き点検実施案（9月下旬～10月上旬のいずれか1日）

参加者

有識者

八戸工業大学

福祉関係団体

八戸市社会福祉協議会

八戸市シニアクラブ連合会

八戸市身体障がい者団体連合会

NPO法人 はちのへ未来ネット

公共交通事業者

東日本旅客鉄道株式会社（JR）

岩手県北自動車株式会社（南部バス）

八戸市交通部（市営バス）

交通管理者

八戸警察署

道路管理者

三八地域県土整備事務所（県）

道路維持課（市）

まちづくり推進課（市）

公共施設管理者等

文化創造推進課（市）

行政管理課（市）

八戸ポータルミュージアム（市）

政策推進課（市）

